

事業計画における量の見込みと確保方策について

平成26年10月10日

【目次】

1. 事業計画に記載する項目	2
2. 量の見込みの算出方法	3
3. 対象児童数	5

【教育・保育】量の見込みと確保方策

1. 確保方策の基本的な考え方	8
2. 量の見込みと確保方策	9
3. 保育利用率の設定	11
4. 新制度移行に関する意向調査結果	12
5. 認定こども園移行促進のための上乗せ枠	
(1) 幼稚園からの移行	13
(2) 保育所からの移行	14
6. 認定こども園の目標設置数および設置時期	15

【地域子ども・子育て支援事業】量の見込みと確保方策

1. 確保方策の基本的な考え方	17
2. 量の見込みと確保方策	
① 時間外保育事業	18
② 放課後児童健全育成事業	19
③ 子育て短期支援事業	20
④ 地域子育て支援拠点事業	21
⑤ 一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象)	22
(その他)	23
⑥ 病児・病後児保育事業	24
⑦ 子育て援助活動支援事業 (仙台すくすくサポート事業)	25
⑧ 利用者支援に関する事業	26
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	27
⑩ 養育支援訪問事業	28
⑪ 妊婦健診事業	30

1. 事業計画に記載する項目

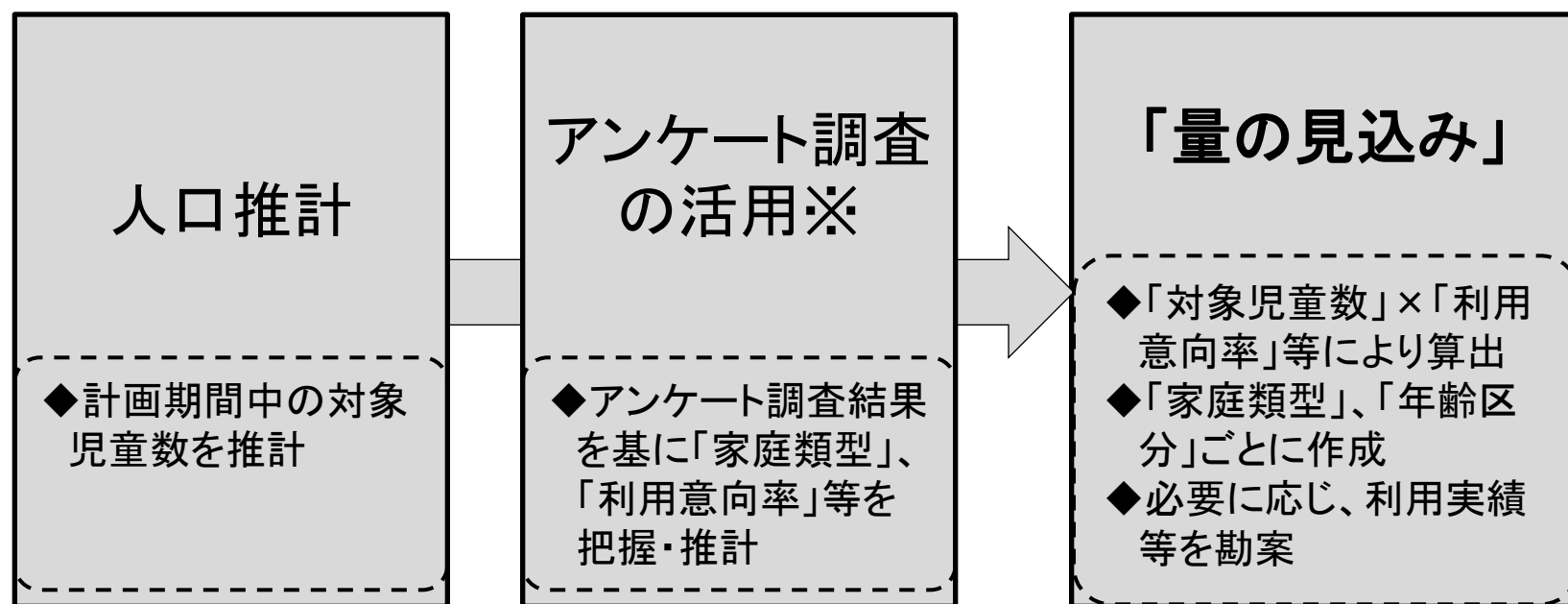
- 子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成する。
- その計画の中で、「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、具体的な供給体制の確保（「確保方策」）を記載することが求められている。

○「量の見込み」と「確保方策」の記載が必要な項目は以下のとおり

区分		区域	量の見込み算出方法
教育・保育	1号認定区分(3-5歳、教育のみ利用)	行政区	アンケート調査の活用
	2号認定区分(3-5歳、保育の必要性あり)		
	3号認定区分(0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり)		
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業	行政区	
	②放課後児童健全育成事業	行政区	
	③子育て短期支援事業(ショートステイ)	仙台市全域	
	④地域子育て支援拠点事業	行政区	
	⑤一時預かり事業(幼稚園在園児を対象、その他)	行政区	
	⑥病児・病後児保育事業	行政区	
	⑦子育て援助活動支援事業(仙台すくすくサポート事業)	仙台市全域	
	⑧利用者支援事業	行政区	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	行政区	
	⑩養育支援訪問事業	行政区	
	⑪妊婦健診事業	行政区	

2. 量の見込みの算出方法(1)

○量の見込みを、以下の方法により算出する。



※「子ども・子育てに関するアンケート調査」

①就学前児童の保護者向け(9,000人)、②小学生の保護者向け(4,800人)を対象に、平成25年10月に実施。

※国により、アンケート調査によらずに推計する「利用者支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「妊婦健診事業」については、利用実績等を勘案して推計。

2. 量の見込み算出方法(2)

【人口推計】

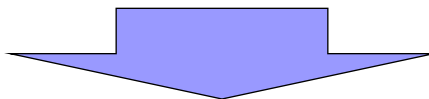
- 仙台市の年齢別人口、自然増減、社会増減の実績データ等を勘案し、コーホート要因法により推計。
※コーホート要因法:各コーホート(各年齢別・男女別の集団)の人口を、自然増減(出生および死亡)および社会増減(転出入)に分けて推計する方法。

【教育・保育】の量の見込み

- アンケート調査(就学前児童)を基に、今後の就労意向や各施設・事業の利用希望を反映した「利用意向率」を算出する。
- 「対象児童数」×「利用意向率」により、認定区分(1号・2号・3号)ごとの量の見込みを算出し、仙台市全体の「教育・保育」の量の見込みを算出。

【地域子ども・子育て支援事業】の量の見込み

- アンケート調査(就学前児童、小学生)を基に、今後の就労意向や各施設・事業の利用希望を反映した「利用意向率」を算出する。
- 「利用意向率」の他に、「利用意向日数(回数)」を量の見込みに反映する事業については、現在の利用状況を踏まえる観点から、「利用意向日数(回数)」を直近の実績を考慮したものとする。
- 「対象児童数」×「利用意向率」、または、「対象児童数」×「利用意向率」×「利用意向日数(回数)」により、仙台市全体の各事業の量の見込みを算出。



※確保方策の検討に際し、より実態に近い形で事業計画を作成するため、平成26年度当初時点での人口、各施設・事業の利用実績を考慮し、人口推計と量の見込みの更新を行った。

3. 対象児童数

○対象児童数の推計結果は以下のとおり。

(仙台市合計)

各年度4/1時点

就学前児童	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0歳	9,209	9,367	9,176	8,956	8,724	8,474	8,222
1・2歳計	18,302	18,658	18,777	18,642	18,129	17,606	17,126
3～5歳計	27,769	27,358	27,467	27,543	28,030	27,957	27,557
合計	55,280	55,383	55,420	55,141	54,883	54,037	52,905

小学生	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
小学1～3年生	26,847	27,612	27,753	27,828	27,377	27,456	27,524
小学4～6年生	27,401	26,780	26,549	26,978	27,676	27,767	27,804
合計	54,248	54,392	54,302	54,806	55,053	55,223	55,328

**【教育・保育】
量の見込みと確保方策**

1. 確保方策の基本的な考え方

○確保方策の基本的な考え方

- 事業計画では、区域ごとの「量の見込み」に対する「確保方策」が必要
- 平成29年度当初までに待機児童の解消を目指し、区域ごとに施設整備を計画
- 現時点で具体的な整備計画（新規整備、既存施設の認定こども園・保育所・小規模保育への移行）がある事業について、区域ごとに個別に積み上げ
- それ以外は、ここ数年の整備実績などから、現実的に1年間に整備できる見込みの施設数を、区域ごとに必要最低限積み上げ

2. 量の見込みと確保方策(1)

(仙台市合計)

各年度4/1時点、単位：人

		平成26年度(実績)					平成27年度					平成28年度					平成29年度								
		1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
			教育希望強い	左記以外					教育希望強い	左記以外					教育希望強い	左記以外					教育希望強い	左記以外			
①量の見込み		13,526	12,002		7,903	1,639	6,264	13,180	11,964		8,359	1,699	6,660	13,086	12,153		8,674	1,696	6,978	12,976	12,328		8,888	1,686	7,202
			2,931	9,071					2,887	9,077					2,899	9,254					2,907	9,421			
②確保方策	a 特定教育・保育施設	897	8,039		5,955	1,251	4,704	2,236	8,426		6,017	1,270	4,747	2,236	9,223		6,727	1,412	5,315	2,263	9,972		7,363	1,525	5,838
	b 確認を受けない幼稚園	15,492	0		-	-	-	13,990	0		-	-	-	13,965	0		-	-	-	13,965	0		-	-	-
	c 特定地域型保育事業	-	2		276	39	237	-	0		1,003	305	698	-	0		1,378	423	955	-	0		1,579	487	1,092
	d 認可外保育施設	-	948		1,184	221	963	-	885		1,046	198	848	-	544		605	113	492	-	350		374	68	306
	合計	16,389	8,989		7,415	1,511	5,904	16,226	9,311		8,066	1,773	6,293	16,201	9,767		8,710	1,948	6,762	16,228	10,322		9,316	2,080	7,236
過不足(②-①)		2,863	-3,013		-488	-128	-360	3,046	-2,653		-293	74	-367	3,115	-2,386		36	252	-216	3,252	-2,006		428	394	34
			-2,931	-82					-2,586	-67					-2,319	-67					-2,006	0			

※1号：満3歳以上で教育を希望する子ども

2号：満3歳以上で保育の必要がある子ども(うち、「教育希望強い」：幼稚園の利用を希望する子ども、「左記以外」：保育所等の利用が見込まれる子ども)

3号：満3歳未満で保育の必要がある子ども

※「②確保方策」の内訳について

a:「特定教育・保育施設」……新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園

b:「確認を受けない幼稚園」……新制度に移行しない幼稚園

c:「特定地域型保育事業」……家庭的保育(定員5人以下)、小規模保育(定員6人以上19人以下)、事業所内保育、居宅訪問型保育

d:「認可外保育施設」……仙台市が独自の基準を設け助成しているせんだい保育室、幼稚園保育室

2. 量の見込みと確保方策(2)

(仙台市合計)

各年度4/1時点、単位：人

		平成30年度					平成31年度					平成32年度							
		1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
			教育希望強い	左記以外					教育希望強い	左記以外					教育希望強い	左記以外			
①量の見込み		13,055	12,690		8,942	1,672	7,270	12,872	12,800		8,972	1,653	7,319	12,540	12,758		9,003	1,632	7,371
			2,958	9,732				2,950	9,850					2,908	9,850				
②確保方策	a 特定教育・保育施設	2,282	10,242		7,592	1,570	6,022	2,300	10,326		7,670	1,582	6,088	2,302	10,324		7,670	1,582	6,088
	b 確認を受けない幼稚園	13,965	0		-	-	-	13,965	0		-	-	-	13,965	0		-	-	-
	c 特定地域型保育事業	-	0		1,800	557	1,243	-	0		1,838	569	1,269	-	0		1,876	581	1,295
	d 認可外保育施設	-	65		28	0	28	-	65		28	0	28	-	65		28	0	28
	合計	16,247	10,307		9,420	2,127	7,293	16,265	10,391		9,536	2,151	7,385	16,267	10,389		9,574	2,163	7,411
過不足(②-①)		3,192	-2,383		478	455	23	3,393	-2,409		564	498	66	3,727	-2,369		571	531	40
			-2,383	0				-2,409	0					-2,369	0				

※H26年度(実績)の量の見込みは、1号認定および2号認定(うち教育希望強い)は、仙台市在住の「幼稚園」園児数。2号認定(左記以外)及び3号認定は、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、せんだい保育室、幼稚園保育室を利用する児童数に待機児童数(570人)を加えた数。

※H26年度(実績)の確保方策は、仙台市内の幼稚園、保育所等の施設への実際の入所者数。

3. 保育利用率の設定

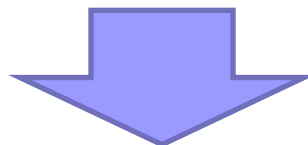
○保育利用率(3号認定子ども)の設定

- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満三歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもの利用定員数の割合(=「保育利用率」)の目標値を設定することとされている。
- 各年度の「量の見込み」が確保すべき目標数となることから、本市における「保育利用率」の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷推計人口(0~2歳)」により算出された以下の数値となる。

(仙台市合計)

各年度4/1時点、単位:人

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
推計人口(0~2歳)	27,511	28,025	27,953	27,598	26,853	26,080	25,348
量の見込み(3号)	7,903	8,359	8,674	8,888	8,942	8,972	9,003



各年度4/1時点、単位:%

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
保育利用率(3号)	28.7%	29.8%	31.0%	32.2%	33.3%	34.4%	35.5%

4. 新制度移行に関する意向調査結果

○既存の幼稚園と保育所への意向調査の結果は以下のとおり。

新制度移行前	H26年度
幼稚園	96
幼稚園(私立、国公立)	93
-	0
幼稚園型認定こども園	1
幼保連携型認定こども園	2
保育所	141
保育所	139
保育所型認定こども園	0
幼保連携型認定こども園	2



新制度移行後	H27年度	H28年度以降
幼稚園	96	95
確認を受けない幼稚園	79	78
施設型給付(幼稚園)	6	6
幼稚園型認定こども園	4	4
幼保連携型認定こども園	7	7
保育所	141	141
施設型給付(保育所)	138	115
保育所型認定こども園	0	5
幼保連携型認定こども園	3	21

H26.4.1時点

- ※1 新制度移行後、国立幼稚園は「確認を受けない幼稚園」、公立幼稚園は「施設型給付」に分類される。
- ※2 H27年度末に廃園予定の幼稚園が1園あり、H28年度以降の幼稚園数が減少している。
- ※3 既存の幼稚園と保育所による「幼保連携型認定こども園」が2園あり、幼稚園、保育所それぞれの「幼保連携型認定こども園」に計上している。
- ※4 なお、今後の各事業者の意向等により、施設類型数は変更の可能性あり。

5. 認定こども園移行促進のための上乗せ枠

(1) 幼稚園からの移行

○認定こども園移行促進のための、上乗せ枠の設定について

- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするため、需給調整の特例措置として、「都道府県計画(本市の場合、市町村計画)で定める数」を本来の必要量である「量の見込み」に上乗せすることで、供給過剰地域も含め、認定こども園の認可・認定を行う仕組みを整備している。事業計画には、この「上乗せ枠」の記載が必要。
- ▶ 以下の考え方により、幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合の「上乗せ枠」を設定する。

(1) 幼稚園からの移行の場合(2号定員の上乗せ枠)

- ① 事業者への意向調査にて、計画期間中に新制度へ移行する方向で検討しているが、移行後の施設形態について未だ検討中としている幼稚園
- ② 平成27年度からの認定こども園への移行を前提に、国の待機児童解消加速化プランを活用した長時間預かり保育事業の補助対象となっているものの、新制度への移行を表明していない幼稚園

上記の幼稚園が認定こども園への移行を表明した際の、認可・認定するための上乗せ量として、現在の長時間預かり保育の利用者数等を参考に、計画期間を通して以下の2号定員分について、「上乗せ枠」を設定する。

【2号定員の上乗せ枠】

単位:人

全市	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
430	40	125	60	90	115

5. 認定こども園移行促進のための上乗せ枠

(2) 保育所からの移行

(2) 保育所からの移行の場合(1号定員の上乗せ枠)

- ① 事業者への意向調査にて、認定こども園へ移行する(又は移行を検討している)と回答しているものの、定員や移行年度等について未定としている保育所
- ② 事業者への意向調査にて、今後の状況を見て、認定こども園への移行を検討したいとしている保育所

上記の保育所が認定こども園への移行を表明した際の、認可・認定するための上乗せ量として、意向調査にて認定こども園への移行を表明している施設の1号定員数平均から、1施設あたりの1号定員を6人と見込み、計画期間を通して以下の1号定員分について、「上乗せ枠」を設定する。

【1号定員の上乗せ枠】

単位:人

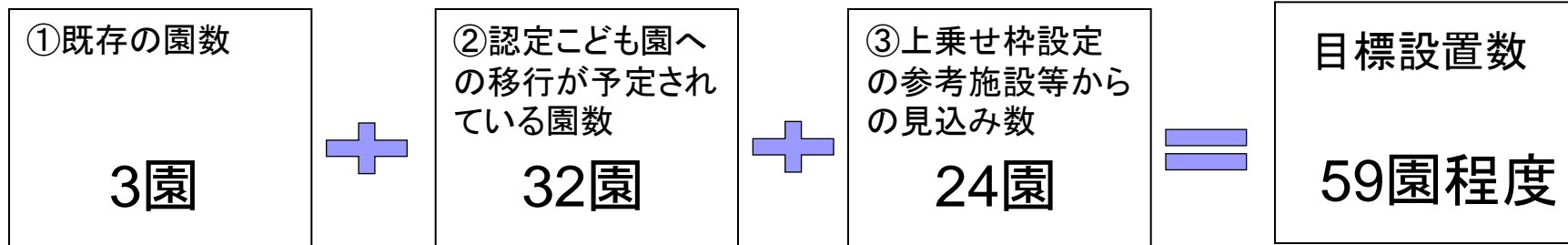
全市	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
54	6	6	6	12	24

6. 認定こども園の目標設置数および設置時期

○認定こども園の目標設置数および設置時期

- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、認定こども園の目標設置数および設置時期を記載することとされており、以下の考え方により、認定こども園の目標設置数および設置時期を設定する。

- ①新制度でも、認定こども園での移行を表明している「既存の園」(3園)に、②「意向調査により、認定こども園への移行または新設が予定されている園」(32園)、および、③ 前述の「上乗せ枠」設定の際に参考とした施設等のうち、
- ・ 幼稚園からの移行分については、加速化プランに乗っている園(17園)
 - ・ 保育所からの移行分については、意向調査により認定こども園への移行を検討中のところ(7園)
- を加えて目標設置数を設定する。



※本市計画期間(H27~31年度)において、上記の目標数の設置に努めることとする。

**【地域子ども・子育て支援事業】
量の見込みと確保方策**

1. 確保方策の基本的な考え方

○確保方策の基本的な考え方(全事業共通)

- 基本的には、既存の施設または体制、および、教育・保育施設等の新規整備に伴う供給量拡大により、必要量を確保する。
- 放課後児童健全育成事業など、独自の施設整備により必要量を確保しなければならない事業は、整備手法を整理した上で、必要量を確保する。

○放課後児童健全育成事業の確保方策の基本的な考え方

新制度移行により、対象児童を現在の小学校1～3年生から小学校1～6年生まで拡大する放課後児童健全育成事業については、以下の考え方により確保方策を定める。

- 現在の対象児童である小学校3年生までは、平成27年度当初において、完全受け入れを目指す
- 新制度で新たに対象となる、小学校4～6年生については、以下のとおり段階的に受け入れを目指す
 - 小学校4年生：平成28年度、29年度と段階的に受け入れ、平成29年度当初の完全受け入れを目指す
 - 小学校5年生：平成30年度当初の完全受け入れを目指す
 - 小学校6年生：平成31年度当初の完全受け入れを目指す
- 受け入れ枠拡大に当たっては、サテライト整備の他、小学校余裕教室等を活用し、必要量を確保

2. 量の見込みと確保方策

①時間外保育事業

①時間外保育事業（区域：行政区）	
事業内容	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用。
実施状況	全ての保育所にて延長保育として実施。
実施主体	公立・私立保育所

○量の見込みと確保方策（全市）

単位：人

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	4,249	4,330	4,411	4,492	4,573	4,655	4,736	4,817
確保方策	4,249	4,330	4,411	4,492	4,573	4,655	4,736	4,817

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業においても実施し、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

②放課後児童健全育成事業

②放課後児童健全育成事業（区域：行政区）	
事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、児童館児童クラブ、民間事業者の運営する児童クラブを利用。
実施状況	市内の児童館・児童センター、サテライト室において児童クラブを実施。その他、民間事業者の運営する児童クラブもある。
実施主体	児童館（児童センター）、民間事業者

○量の見込みと確保方策（全市）

単位：人

年度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	低学年	7,690	7,773	7,856	7,940	8,022	8,104	8,185
	高学年	131	2,351	2,431	2,511	2,590	2,672	2,753
	合計	7,821	10,124	10,287	10,451	10,612	10,776	10,938
確保方策	低学年	7,568	7,773	7,856	7,940	8,022	8,104	8,185
	高学年	131	131	906	1,380	2,254	2,672	2,753
	合計	7,699	7,904	8,762	9,320	10,276	10,776	10,938

※H26年度は実績値。量の見込みには登録できなかった児童を含み、確保方策は実際の登録児童数。

<確保方策の考え方>

- 平成27年度当初において、低学年のすべての受け入れを目指す。
- 高学年については、小学4年生までをH29年度当初、小学5年生までをH30年度当初、小学6年生までをH31年度当初までに完全受け入れを目指す。
- 児童館サテライトの整備や、民間事業者、小学校余裕教室等の活用により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

③子育て短期支援事業

③子育て短期支援事業(区域:全市)	
事業内容	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、1回7日以内、1か月に10日以内を限度に施設で児童を保護・養育。
実施状況	子育て支援ショートステイ事業として実施。青葉区、宮城野区、太白区に実施施設あり。
実施主体	児童養護施設(4施設)、乳児院(2施設)

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	290	353	353	354	352	350	345	338
確保方策	290	353	353	354	352	350	345	338

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の施設の体制により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

④地域子育て支援拠点事業

④地域子育て支援拠点事業(区域:行政区)	
事業内容	乳幼児の遊び場の提供や、他の子育て親子との交流、情報収集・相談の場として利用。
実施状況	のびすく(仙台、泉中央、長町南、宮城野)にて実施の他、保育所・幼稚園・児童館でも同様に子育て支援事業を実施。
実施主体	のびすく、保育所、幼稚園、児童館

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数/実施個所数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	617,719	584,269	595,185	593,651	586,111	570,292	553,886	538,334
確保方策	214か所	215か所	216か所	216か所	218か所	218か所	218か所	218か所

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の施設に加えて、児童館の新規整備、H29年度半ば開館予定の「のびすく若林」の整備により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑤一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)

⑤一時預かり事業(幼稚園在園児を対象) (区域:行政区)	
事業内容	通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業。(預かり保育)
実施状況	仙台市内の全ての私立幼稚園で実施。
実施主体	幼稚園

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	1号認定による利用	310,228	294,410	290,056	291,208	292,022	297,180	296,398	292,159
	2号認定による利用	141,015	211,478	170,393	171,220	171,807	175,511	174,949	171,904
	合計	451,243	505,888	460,449	462,428	463,829	472,691	471,347	464,063
確保方策		451,243	505,888	460,449	462,428	463,829	472,691	471,347	464,063

※H25年度は実績値。「2号認定」の数値は、長時間預かり保育利用者数からの推計値であり、「1号認定」の数値は、預かり保育全体の実績値から、「2号認定」分を控除したものの。

※H27年度以降の「2号認定」の量の見込みは、認定こども園の設置に伴う、同園利用者の見込み分を控除している。

<確保方策の考え方>

- 既存の幼稚園での在園児を対象とした当該事業の実施により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑤一時預かり事業(その他)

⑤一時預かり事業(その他) (区域:行政区)	
事業内容	保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用。
実施状況	市内41か所の保育所で、一時預かり・特定保育事業として実施。その他、のびすくでの託児が該当。
実施主体	保育所、のびすく

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	71,755	90,183	90,351	90,411	89,957	89,535	88,155	86,308
確保方策	71,755	75,236	80,176	86,859	89,957	89,535	88,155	86,308

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の施設に加え、新規整備する保育所の一部や、H29年度半ば開館予定の「のびすく若林」の整備により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑥病児・病後児保育事業

⑥病児・病後児保育事業(区域:行政区)	
事業内容	子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用。
実施状況	市内4か所(青葉区、宮城野区、太白区、泉区)の医療機関付施設設で実施。
実施主体	医療機関

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	2,092	2,296	2,500	2,704	2,908	3,112	3,316	3,520
確保方策	2,092	2,143	2,334	2,560	2,908	3,112	3,316	3,520

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の施設に加え、H28年度開所予定の保育所併設型(若林区)の整備により、5区全てで事業を実施し、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑦子育て援助活動支援事業

⑦子育て援助活動支援事業（仙台すくすくサポート事業）（区域：全市）

事業内容	保護者の用事（通院、冠婚葬祭等）の際、保育所・幼稚園への送り迎えや預かりに利用。
実施状況	仙台すくすくサポート事業として実施。本市全域を実施区域として、仙台すくすくサポート事務局が会員登録や仲介を行っている。
実施主体	本市在住の利用会員と協力会員、両方会員

○量の見込みと確保方策（全市）

単位：延べ人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	10,832	12,514	12,540	12,540	12,529	12,504	12,380	12,206
確保方策	10,832	11,016	11,232	11,424	11,640	11,856	12,072	12,206

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- ・ 協力会員（子どもを預かる事ができる方）の確保に努めることにより、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑧利用者支援に関する事業

⑧利用者支援に関する事業(区域:行政区)	
事業内容	子どもの教育・保育サービスの利用検討時に相談や情報収集を行う。
実施状況	平成25年10月より、各区に保育サービス相談員の設置。
実施主体	保育サービス相談員

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:実施か所数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※H26年度は実績値

<確保方策の考え方>

- ・ 既存の体制にて、機能の充実を図りながら、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑨乳児家庭全戸訪問事業

⑨乳児家庭全戸訪問事業(区域:行政区)	
事業内容	出産後、出生連絡票を提出し、保健師等の訪問による育児相談や助言を受ける。
実施状況	新生児訪問として、乳児のいる全ての家庭を対象として実施。
実施主体	保健所(保健福祉センター)

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:延べ人数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	9,697	10,342	10,107	9,837	9,552	9,262	8,970	8,689
確保方策	訪問指導員:59人 実施機関:保健福祉センター		訪問指導員:61人 実施機関:保健福祉センター					

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- ・ 訪問指導員数が比較的少ない宮城野区で2名増員し、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑩養育支援訪問事業

⑩養育支援訪問事業(区域:行政区)

事業内容	<p>○育児・家事等の援助 産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行う。</p> <p>○専門的な相談指導 未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。</p>
実施状況	育児ヘルプ家庭訪問事業として実施。
実施主体	各区保健福祉センター(「育児・家事等の援助」は民間事業者への委託)

○量の見込みと確保方策(全市)

<育児・家事等の援助>

単位:延べ回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	1,531	1,664	1,808	1,965	2,135	2,320	2,521	2,739
確保方策	育児ヘルパー:653人 実施機関:11事業者							

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- ・ 既存の事業者の体制により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑩養育支援訪問事業

○量の見込みと確保方策(全市)

<専門的な相談指導>

単位:延べ回数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	1,176	1,205	1,235	1,266	1,298	1,330	1,363	1,397
確保方策	専門指導員:50人 実施機関:保健福祉センター							

※H25年度は実績値

<確保方策の考え方>

- 既存の専門指導員の体制により、必要量を確保。

2. 量の見込みと確保方策

⑪妊婦健診事業

⑪妊婦健診事業(区域:行政区)	
事業内容	妊娠週数に合わせて、時期ごとに必要となる項目を受診する。
実施状況	妊娠の届出のあった者に妊婦一般健康診査助成券を交付し、14回まで助成。
実施主体	県内指定医療機関

○量の見込みと確保方策(全市)

単位:対象人数/受診件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
量の見込み	9,774人 113,778件	10,218人 116,485件	10,021人 114,239件	9,794人 111,652件	9,555人 108,927件	9,297人 105,986件	9,037人 103,022件	8,786人 100,160件
確保方策	※	実施場所:指定医療機関96、助産院3(委託)						

※H25年度は実績値。実施場所:指定医療機関98、助産院3(委託)

<確保方策の考え方>

- 既存の指定医療機関の体制により、必要量を確保。